

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

1

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。

具体的な支障事例

関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。

また、広域連合は、構成府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「関西全体の広域行政を担う責任主体」であり、関西における計画を推し進める主体としてより適切である。

現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには、関西圏の都道府県・政令指定都市で構成される関西広域連合が関西の計画を策定することが必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合では毎月、構成団体の長が一堂に会して協議を行う関西広域連合委員会を開催していることから、計画策定に係る的確・実質的な協議・意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。

また、関西広域連合は経済団体や市町村の代表などで構成される関西広域連合協議会や両者との定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域地方計画」策定手続きに必要な構成員とほぼ同じ構成となる。さらに、広域連合議会では、関係府県市の議員が兼職しており、関西広域連合議会を通じた住民の意見反映も可能となる。

「広域計画」と範囲を同じくする国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」についても、関西の発展をめざして策定されたものであり、両計画の整合性や構成団体をはじめとする関西の各主体の事業の位置づけや連携、実効性等も高まる。

根拠法令等

国土形成計画法第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

吉崎市

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

2

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。

具体的な支障事例

現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。

以上のことから、地方創生の更なる推進のためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止すべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

近畿圏における地方創生を実現していくため、設立から9年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合が関西地域の実情に応じ、関西地域の特性をいかして、自主的・主体的に企画・立案し、近畿圏整備計画の決定等を行うことにより、同計画に対してあらゆる分野で広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。なお、国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものとする。

また、近畿圏整備計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能なほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。

さらに、現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されていることから、関西圏の都道府県・政令指定都市で構成される関西広域連合に近畿圏整備法による近畿圏整備計画への意見聴取の機会を付与することが効果的である。

根拠法令等

近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条  
近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

3

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

複数府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、設立から9年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、各地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されている。広域連合は一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化、産業、医療、環境などの各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能である。したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨る都市計画区域はないが、今後、複数府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲し、地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。また、区域指定に当たり国の関与が必要ということであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。

根拠法令等

都市計画法第5条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

床面積 10 m<sup>2</sup>以下の防災備蓄倉庫について建築確認を不要とする見直し

提案団体

逗子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

「自治体が設置及び認めた防災倉庫のうち、床面積 10 m<sup>2</sup>以下のもの」については、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすること。

具体的な支障事例

小規模な既製物置等が備蓄倉庫として活用されている事例を踏まえ、土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要との見解が示された(「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)平成 27 年2月 27 日国住指第 4544 号」)。

これを受けて、当市の所在都道府県においては、小規模な倉庫を「奥行きが1m以下かつ高さが 2.3m以下で、床面積が2m<sup>2</sup>以内」として取り扱うこととされたが、防災倉庫はその地域の防災備蓄庫として設置されるもので、床面積が2m<sup>2</sup>以内では不十分であり、依然として建築確認等の手続きが大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害時及び訓練時に備蓄品等を出し入れするのみである防災倉庫について、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に類する施設として建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすることで、防災備蓄品が格納された防災倉庫の設置が促進され、災害に強いまちづくりの推進が図られる。

根拠法令等

建築基準法第2条第1項及び第6条第1項、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成 27 年2月 27 日付け国住指第 4544 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、盛岡市、高崎市、相模原市、茅ヶ崎市、新潟市、豊橋市、豊田市、犬山市、枚方市、兵庫県、奈良市、宮崎市

○自主防災組織等が設置する防災資機材の倉庫について、建築確認の必要性から設置を見送る事例がある。防災力向上のため、制度改正が望ましい。

○床面積が2m<sup>2</sup>以内の小規模な倉庫では備蓄できる物品に限られる。10 m<sup>2</sup>以下であれば備蓄できる幅も広が

るが、現行では建築確認等の手続きをすることで費用がかかることから、容易に設置することができず、地域防災力の推進のためにも制度を改正する必要があると考える。

○当市においても、避難支援場所に防災倉庫(床面積 10 m<sup>2</sup>以下)の設置を進めており、建築確認等の手続きを不要とすることで、事務手続きの簡略化を図ることができる。

○当市においても、防災倉庫及び災害用便槽器具庫の設置建築確認申請を行っており、事務手続きが負担となっている。

○当市においても、多くの自主防災組織が防災倉庫を設置し、防災資機材等を備蓄し、地域防災力の向上が図られているが、逗子市の提案のとおり、小規模な倉庫では面積が不十分であり、建築確認等の手続きが負担となっており、建築基準法で制限されている意図を理解した上で、検討を行う必要がある。

○当市においても、令和2年3月の定期監査において、公園等への小規模倉庫(防災倉庫)の設置について、建築基準法上の建築物に該当する場合は法令順守するよう指摘があった。

○近年、自治会や地域の自主防災組織から、市が管理する公園施設等への防災備蓄倉庫の設置要望や申請が多く寄せられているが、そのほとんど全てにおいて床面積が2m<sup>2</sup>以上の倉庫の設置が計画されており、建築確認申請が必要な状況となっている。建築確認申請については、必要な書類の作成が市民にとっては煩雑であり、費用も発生するため、倉庫の設置を断念される事例も発生しており、防災倉庫の設置が促進され、災害に強いまちづくりの推進が図られるためにも、制度の改正が必要である。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

26

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲

提案団体

松原市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項において

「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 区域区分に関する都市計画」

と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、所在都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当市の所在都道府県では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。

区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能になると考えている。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

横須賀市

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

住生活基本計画策定(変更)に係る手続きの簡素化・迅速化等

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

住生活基本法で定める県の住生活基本計画の「公営住宅供給目標量」算出のための支援ツール(システム等)の充実化や手続きの簡素化等により、計画策定の負担軽減及び迅速化を図ること。

具体的な支障事例

(制度の概要)

住生活基本法(以下「法」という。)に基づく県の住生活基本計画策定(変更)手続きにおいては、法第17条4項(変更の場合8項)により、「公営住宅供給目標量」について国との協議(同意)が定められている。

(具体的な支障事例)

県計画の策定(変更)時、国との事前ヒアリングの段階から「公営住宅供給目標量」に関し協議を行う必要があり、その際に国の「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」を使用しているが、プログラムの設計が複雑で、目標量が迅速に算出できなかった。結果として、事前協議終了まで、数ヶ月を要した。

また、プログラムを使用しない場合には、更に多数の挙証資料が必要となるため、迅速な計画策定(変更)が困難である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定協議事項である「公営住宅供給目標量」算出のための支援ツール(システム等)の充実や手続きの簡素化等により、地域課題に即した県計画を迅速に策定することができる。

根拠法令等

住生活基本法第17条第4項、第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方税法の守秘義務に抵触するため利用できない空閑地管理事務における固定資産台帳情報の内部利用

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について、自治体における空閑地の適正管理にあたって可能とすること。

具体的な支障事例

空閑地における雑草繁茂の市民相談について、当該空閑地の所有者が不明である場合、担当所管において、登記管轄法務局に登記簿上の所有者を確認したうえで、適正な管理を依頼する通知文を送付している。しかしながら、雑草繁茂期には、市民からの苦情が集中し、現地確認も広範囲にわたるため、手続きに時間を要し、迅速な対応に支障をきたしている。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 39 条第 1 項の規定では、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。この点、例えば雑草が生い茂る所有者不明の空閑地について、当該土地の所有者等を把握し除草等の措置を促すことを目的とし、当該土地を事業の用に供しない場合は、土地所有者等関連情報を内部で利用することができない。

一方、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条では、税務担当部局が保有する固定資産台帳の情報について、同法施行に必要な限度において、行政内部で利用することが可能とされている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者不明土地の利活用と空き家対策には、共通する課題も多く、これらの対策は一体的かつスピーディに実施すべきものである。

税務担当部局の所有する情報を行政内部で利用することにより、効率的な事務及び迅速な市民対応が可能となる。

根拠法令等

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 39 条

地方税法第 22 条

(参考)

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鶴岡市、須賀川市、川越市、上田市、豊橋市、半田市、犬山市、京都市、久留米市、うきは市、宮崎市、小林市

○当市では、令和2年4月より「空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定し、空き地への指導を強化しました。条例施行前は、所管している法務局で登記を確認していましたが、この条例を施行することで、戸籍及び住民票も確認することができるようになりましたが、税務情報を使用することは、できません。登記及び戸籍、住民票を確認できることで、土地所有者の追跡調査が可能となりましたが、所有者がわからないケースも発生しているため、税務情報が使用できることで、事務量が減少するため、法律の整備を強く要望します。空家の場合は、建物が撤去されれば解決するが、空き地の場合は、除草を行っても、毎年繰り返し生えてくるため、際限がない。また、相続放棄や倒産などで、所有者のいない土地もあり、指導対象が存在しないケースも発生するなど、様々な問題を抱えている。そのため、空き地の状態を放置すると所有者にとっても不利になり対応を促すことのできる仕組みや、所有者のいない土地について、整理を行っていただきたい。

○当市でも同様の情報を取得するにあたり、関係部局への所定の手続きを行い、土地所有者等の情報を取得することとなるが、案件が増加することにより、不良な生活環境の解消に支障をきたすため、自治体においての内部利用は必要と考える。

○当市でも空き地における雑草繁茂の市民相談について、担当課において、登記管轄法務局に登記簿上の所有者を確認したうえで、適正な管理を依頼する通知文を送付している。しかしながら、土地の所有者の死亡等により管理者が不明なケースが多々あり対応に苦慮している。そのため、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について、自治体における空き地の適正管理にあたっても可能となれば迅速かつ確実な対応が期待できる。

○衛生面における空家に関する市民相談の場合は空家等対策の推進に関する特別措置法にて、行政内部にて固定資産台帳の情報を利用することはできるが、空閑地ではそれができず、登記簿情報にて土地所有者の情報を確認しており調査が難航してしまう場合も多い。また空家の場合は建物所有者を調査するために、空家等対策の推進に関する特別措置法にて他市へ戸籍謄本等の発行をお願いする場合もあるが、空地の場合は土地所有者の戸籍謄本等の発行ができないこともあり、調査が難航してしまう場合も多い。所有者不明の空閑地に対して、税務担当部局の所有する情報を行政内部で利用することにより、効率的な事務及び迅速な市民対応が可能となる。

○空き地について、除草等の適正管理を指導するため所有者を探索する場合に、登記簿上に掲載されている所有者情報（所有者氏名・住所）が更新されていないことにより、所有者を追跡できないといった支障が生じることがある。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第95条の規定による再審査請求制度の廃止

提案団体

さいたま市、札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第95条の規定される再審査請求制度を廃止する。

具体的な支障事例

再審査請求制度は、都道府県や市町村に設置された建築審査会の審査請求の裁決に不服がある場合、国土交通省に対し再審査請求ができる制度である。

(申立人の利益)

再審査請求は、裁決までに1年以上を要することが多い。また大多数を占める確認処分取消し等の申立は、審査期間中に建築物が完成することで却下裁決になっており、申立人の迅速な救済になっているとは言い難い。建築審査会は、高度な法的・専門的知識を有する委員により構成されており、全国的に統一した法解釈を基に、地域社会の実態に配慮した実体的な裁決を実施している。建築審査会による審査請求は、裁判とは異なる簡易・迅速な手続きで市民の権利利益を救済する役割を果たしている。さいたま市における実績においては、審査請求の裁決結果が、再審査請求において認容裁決となる事例がなく、再審査請求が申立人の救済制度として有効であると言い切れない。

(地方分権の趣旨に合致しない制度)

建築行政が自治事務となった今日、国土交通省では、個別案件ごとに各地域の実態把握が難しく、そのために裁決に長時間を要していると思慮される。同様に再審査請求制度があった都市計画法は、地方分権の推進を図るため、平成12年に再審査請求制度が廃止されているが、現在まで著しい問題は発生していない。

(自治体の事務の簡素化)

以上を鑑みると、地方自治体は再審査請求に伴い発生する事務作業を空費している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申立人が時間を要する裁決を待つことなく、処分への対処を講じることができ、地域社会の建築事業がより適正に早く前進することで、公益が向上する。

地方自治体における事務手続きの簡素化を図ることができる。

根拠法令等

建築基準法第95条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、彦根市、兵庫県

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公営住宅の許可取消後の家賃相当額の回収事務について、私人への一括委託を可能とする見直し

提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅法施行令において、滞納家賃と損害賠償金(近傍家賃相当額)の双方について、請求から収納までの事務を一体的に私人に委託できるよう規定すること。

具体的な支障事例

【現状】

県営住宅の退去者の滞納家賃の収納事務については、地方自治法施行令第158条の規定により私人委託ができ、債権回収の効率化を図るために債権回収会社及び弁護士に委託している。

一方で、当該損害賠償金は滞納家賃に比べて多額となっているが、収納に係る一連の事務(主体となって行う①請求②督促③納付交渉④収納)については、私人委託を認める規定がないため、当県の職員が督促や納付交渉等の収納事務を長期に渡り行っている。

【支障】

国土交通省が提示した委託可能な事務は、請求書の送付などの事務補助的作業にとどまるため、請求や納付交渉などの収納に係る主体的かつ煩雑な業務は県の職員が改めて行うこととなり、本質的な解決になっていない。

滞納に係る一連の債権回収事務であるにもかかわらず、滞納家賃の回収は私人(債権回収業者等)のノウハウ(請求から納付交渉、収納に至るまでの主体的な一元管理による滞納の回収)が活用できるが、損害賠償金については私人のノウハウが活用できず、債権回収業務の効率化に繋がらない。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

私人のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金の収納事務を一体的に委託することで債権回収業務を一元化し効率的に行うことができる。

根拠法令等

公営住宅法第29条、第32条、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

苫小牧市、盛岡市、郡山市、ひたちなか市、上田市、富士市、名古屋市、京都市、八尾市、山口県、高松市、福岡県、熊本市

○当市では退去者の滞納家賃の回収について、弁護士に委託し回収に努めているが、損害賠償金の回収につ

いては、限られた職員で請求、督促、交渉及び収納を行っている。損害賠償金の収納事務において、委託可能な事務が請求書や督促状の送付などの補助的作業にとどまるため、滞納家賃の回収において活用できる私人のノウハウが生かされず、債権回収業務が非効率のままである。

○滞納家賃の効果的な回収及び効率化を図るため民間委託等を検討している段階だが、損害賠償金を請求しなければならない入居者もいるため一元化することが望ましい。

○制度改正の必要性として、滞納家賃と損害賠償金等の収納事務が一体的に委託されることで、滞納家賃と損害賠償金等の同時債務者に対し、収納業務において、相互の時効中断が期待できる。

○当県においても火災損害金・強制執行、無断退去後の修繕費用等の未回収などの支障事例がある。

○市営住宅の退去者の滞納使用料の収納事務については、当市においても債権回収の効率化を図るために弁護士に委託しているが、損害賠償金については、私人に委託することを認める規定がないため、弁護士へ収納委託することができず、当市職員が督促や催告を行い、収納事務を行っている。滞納使用料も損害賠償金もいずれも一連の債権回収事務であるが、滞納使用料の収納は私人(債権回収者)のノウハウが活用でき、債権回収の効率化が図られているものの損害賠償金については、私人のノウハウが活用できない。また、滞納使用料を収納できていた場合、使用料が完納となると収納委託も終了となってしまう、収納自体が途切れてしまうこともあるため、債権回収業務の効率化につながらない。

○当市においても、退去者の滞納家賃等の回収業務を弁護士に委託している。債権管理のしやすさや回収の効率性を勘案すれば、損害賠償金についても私人委託できるよう制度改正されることが望ましい。

○損害賠償金についても、私人への委託対象になれば、債権回収はより効率的に行うことができる。